

①

# 議 案 書

教育委員会

令和5年12月定例会

## 議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第62号議案 …… 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則及び長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則	P 4～5
日 程 3	第63号議案 …… 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則	P 6～10
日 程 4	第25号報告 …… 専行処分について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）	P 11～14
日 程 5	第64号議案 …… 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について	P 15～17
日 程 6	第26号報告 …… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 18～21
日 程 7	第27号報告 …… 専行処分について（職員の人事について）	（別 冊）

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和5年8月16日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年8月18日臨時会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年8月31日臨時会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年9月25日定例会議事録案 . . . 別 添

## 第 6 2 号議案

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則及び長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則

(長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部改正)

第 1 条 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則（昭和 3 4 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表茂木中学校茂木小学校の項中「、宮摺町」の次に「、大崎町、千々町」を加え、同表茂木中学校南小学校の項を削る。

(長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正)

第 2 条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則（平成 1 6 年長崎市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市三和学校給食共同調理場の項中「、南小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 橋田 慶信

理 由

南小学校を廃止することに伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則新旧対照表  
・ ・ ・ 別添
- ・ 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則新旧対照表  
・ ・ ・ 別添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 6 3 号議案

### 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

第 1 条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「この規則」に、「その所管する事務の一部を教育長に委任」を「教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的と」に改める。

第 2 条に見出しとして「（教育長に委任する事務）」を付し、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「委員会」を「教育委員会」に改め、同項第 8 号中「委員会の所管に属する各種委員会」を「附属機関」に改め、同項第 1 3 号を次のように改める。

(13) 審査請求（教育長がその権限（教育委員会から委任された権限を含む。）に基づき行った行政処分に係るものを除く。次条第 1 項において同じ。）及び訴訟等に関すること。

第 2 条第 1 項に次の 3 号を加える。

(14) 文化財の指定及びその解除に関すること。

(15) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。

(16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

第 2 条第 2 項中「前項本文」を「前項」に、「専行することができる」を「委任された」に改める。

第 3 条に見出しとして「（教育長に臨時に代理させる事務）」を付し、同条を次のように改める。

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、議決をもって審査請求及び訴訟等に関する事務を教育長に臨時に代理させることができる。

2 教育委員会は、前条第1項各号に掲げるものであっても、緊急を要し会議を開くことができないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

3 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

第4条に見出しとして「（教育長に専決させる事務）」を付し、同条を次のように改める。

第4条 教育委員会は、第2条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

- (1) 第2条第1項第4号に掲げる事項のうち、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等の課長（これに準ずる職にある者を含む。）以上の職員を除く職員の任免に関すること。
- (2) 第2条第1項第7号に掲げる事項のうち、町区域の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施、土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施、土地の分筆若しくは合筆又は法令等の制定若しくは改廃に伴い、教育委員会の規則又は規程の改正を行うこと。
- (3) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。
- (4) 学校運営協議会の委員の任命及び委嘱に関すること。

本則に次の1条を加える。

（教育長の専決の例外）

第5条 教育長は、委任された事務又は前条各号の規定により専決する事務について、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは

疑義があるものについては、教育委員会の決定を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に行われている手続その他の行為は、改正後の長崎市教育委員会教育長事務委任規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年12月26日提出

長崎市教育委員会  
教育長 橋田 慶信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項による教育長へ委任する事務等を整理し明確にしたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。



「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則  
新旧対照表 . . . 別添

「参 照」

## ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 2 5 号報告

専行処分について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 3 条の規定により、別紙 1 のとおり専行したので、報告し、承認を求める。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「別紙 1」

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、  
原案のとおり了承する。

- 1 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 1 号） 別紙 2 のとおり

令和 5 年 1 2 月 8 日

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

## 令和5年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.1.5〔教育総務費・教育諸費〕 物価高騰対策学用品費臨時特別給付金	220,821	220,821	-	-	-	-
合 計	220,821	220,821	-	-	-	-

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔中 略〕

第3条 教育長は、緊急やむを得ないと認めたときは、前条第1項各号に掲げるものであつても専行することができる。ただし、その場合は、次の委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕